

### 本調査票における用語の定義について

各設問の本文・選択肢で使用されている用語について、判断に迷われると思われる用語について、以下の通り定義しておりますので、ご参照のうえご回答ください。

設問番号	用語	定義
Q1	アパレル・ファッション	アパレルショップ・ファッションブランド等を運営する事業者 又は、アパレル商品・ファッション等の衣類（下着類も含む）を販売、製造する事業者
	化粧品	化粧品ブランドの運営又は化粧品を販売、製造する事業者
	家具・雑貨	家具・雑貨ブランドの運営又は家具・雑貨を販売、製造する事業者
	家電	家電ブランドの運営又は家電を販売、製造する事業者
	食品・飲料メーカー	食品・飲料ブランドの運営又は食品・飲料を販売、製造する事業者
	コンテンツ（アニメ・映像製作・ゲーム等）	コンテンツブランドの運営又はコンテンツを販売、製造する事業者
	デザイン制作	デザイン依頼を受注して、デザインを製造、販売する事業者（デザイン会社） ※製品・建築等のデザインに限る。なお、Web デザインは除く
	Web デザイン	Web デザイン依頼を受注して、Web デザインを製造、販売する事業者（Web デザイン会社）
	玩具	玩具ブランドの運営又は玩具を販売、製造する事業者
Q5-Q21	デザイン	企業が取り扱う商品が特徴的に有する、主に視覚的特徴
	インダストリアルデザイン	工業デザイン・工業意匠と呼ばれる、工業製品の設計や造形のデザイン
	クラフトデザイン	工芸品等の立体的なデザイン
	テキスタイルデザイン	生地・布地のデザイン。柄のデザインだけではなく、生地の素材・加工方法・配色なども含む
	タイプフェイス	一つの組物（セット）として作成された文字、数字、記号等のデザイン
	シンプルな商品のデザイン	商品等のデザインのうち、シンプルさが特徴であるデザイン。 ※デザインの種類について選択いただいたうえで、追加的にこちらを選択ください
	セット商品のデザイン・収納状態	複数の商品がセット（一体）として取り扱われている場合の、その梱包方法や並べ方等の外見的特徴

	キャラクターデザイン	キャラクターそのもののデザインだけでなく、コスチューム等のデザイン等も含む
	画像デザイン（グラフィックデザイン）	ポスター、広告、画面設計等、平面上のデザイン
	3D データ	3D プリンタで商品を製造するためのデータであり、このデータがあれば同一の形状の商品を作り出すことを可能とするデータ
	各デザインの部分的なデザイン	商品全体としてではなく、一部の形状・模様・色彩等の外見的特徴
	各デザインの内部のデザイン・構造	外部から視認できない、商品の内側の形状・色彩・構造等の特徴
	不正競争防止法 2 条 1 項 1 号	他人の商品・営業の表示（商品等表示）として需用者の間に広く認識されているものと同一又は類似の表示を使用し、その他人の商品・営業と混同を生じさせる行為を不正競争行為として規定
	不正競争防止法 2 条 1 項 2 号	他人の商品・営業の表示（商品等表示）として著名なもの（＝全国的に、特定に顧客層以外の誰からも知られているもの）を、自己の商品・営業の表示として使用する行為を不正競争行為として規定
	不正競争防止法 2 条 1 項 3 号 ※Q41 回答の際にもご参照ください	他人の商品の形態を模倣した商品を譲渡等する行為を不正競争行為として規定
	不正競争防止法 2 条 1 項 3 号の保護期間 （不競法 19 条 1 項 5 号イ） ※Q42 回答の際にもご参照ください	日本国内において最初に販売された日から起算して 3 年を経過した商品の形態を模倣した商品を譲渡、輸入等する行為を適用除外として規定（2 条 1 項 3 号による保護を受けられる期間は日本国内において最初に販売された日から起算して 3 年間）
Q22- Q38	ブランド	企業活動によって獲得した、当該企業に対するイメージ・信頼等 ※視覚的のみならず、触覚的・味覚的・嗅覚的・聴覚的特徴等も含むものとしてご回答ください
	氏名・商号	貴社の名称や氏名など、営業を行うにおいて自己を表示するために使用する名称
	AI 創作物	AI（人工知能）によって生み出された創作物
Q39- Q42	クリアランス	今後市場で販売しようとしている自社製品（デザインやブランド表示）が、他社の知的財産を侵害していないかを確認すること